

施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について

令和2年1月7日

佐賀県県土整備部建設・技術課

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生しており、施工箇所で実態に即した積算の必要があるため、共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する積算とする。

1 対象工事

農林水産部所管の農業農村整備事業等に関する工事で、施工箇所が複数あり、施工箇所が1 km程度を超え、工事の施工形態等を考慮すると、同一工事箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断する工事。

2 工事箇所の設定方法及び積算方法

- (1) 1 kmを超える点在施工箇所については、別工事箇所として取扱う。
- (2) 共通仮設費及び現場管理費については、施工箇所毎に算出した合計額とする。
- (3) 共通仮設費率及び現場管理費率の補正については、施工箇所毎に設定する。
- (4) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算（通常の積算）と同様とする。

3 特記仕様書への記載

特記仕様書については、以下の例を参考に本試行の対象工事であることを記載する。

<記載例>

第○項 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

- (1) 本工事は、施工箇所が複数あり施工箇所が1 km程度を超えて点在する工事である。
- (2) なお、労務費、材料費等単価の地区設定は、グループAでは○○地区、グループBでは○○地区に設定してる。

4 適用年月日

令和2年1月30日以降に公告する工事から適用。